

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

行政職給料表（1）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	134	18.0	主事 技師 保健師 保育士 消防士	48 3 1 54 28	241	32.3	係員級
				計	134			
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	107	14.3	主事 技師 保健師 保育士 消防士	62 9 4 22 10	241	32.3	係員級
				計	107			
3級	1 主任の職務 2 施設の長の補佐を行う職務	220	29.5	主任	220	220	29.5	主任級
				計	220			
4級	1 係長及び主査の職務 2 施設の長の職務 3 困難な業務を行う施設の長の補佐を行う職務	141	18.9	係長 主査 公民館長 ふれあいサポートセンター館長 こども幸齢者交流センター館長 保育園長 こども幸齢者交流センター館長補佐 こどもステーション所長補佐 保育園長補佐	28 72 4 1 1 3 5 1 26	141	18.9	係長級
				計	141			
5級	1 総括係長の職務 2 課及び室の長の補佐を行う職務 3 困難な業務を行う施設の長の職務	66	8.8	総括係長 主査 課長補佐 公民館長 こども幸齢者交流センター館長 こども交流センター館長 保育園長 指導保育士 消防署長補佐、共長出張所長補佐	30 10 4 4 3 1 4 2 8	66	8.8	総課 括係長 補佐 級
				計	66			
6級	1 課及び室の長の職務 2 特に重要な業務を行う施設の長の職務	67	9.0	課長 室長 会計管理者 事務局長 担当課長 主幹 こども幸齢者交流センター館長 こどもステーション所長 保育園長 指導保育士 消防署長、消防副署長、共長出張所長 指導主事	32 7 1 2 14 1 1 1 2 1 4 1	67	9.0	課長級
				計	67			
7級	部長の職務	11	1.5	部長 事務局長 消防長	9 1 1	11	1.5	部長級
				計	11			
8級	困難な業務を行う部長の職務	0	0.0	部長	0	11	1.5	部長級
				計	0			
9級	特に重要な業務を行う部長の職務	0	0.0	部長	0	11	1.5	部長級
				計	0			
合計		746	100.0	※1級には2名、2級には1名の再任用短時間勤務職員を含む。 ※(%)は四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。				

行政職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	給食調理員及び用務員（以下「給食調理員等」という。）の職務	15	32.6	給食調理員	3	46	100.0	係員級
				学校給食調理員兼用務員	8			
				保育園給食調理員兼用務員	4			
				計	15			
2級	相当の技能又は経験を有する給食調理員等の職務	7	15.2	給食調理員	0			
				学校給食調理員兼用務員	7			
				保育園給食調理員兼用務員	0			
				計	7			
3級	高度の技能又は経験を有する給食調理員等の職務	24	52.2	給食調理員	17			
				学校給食調理員兼用務員	1			
				保育園給食調理員兼用務員	6			
				計	24			
4級	特に高度の技能又は経験を有する給食調理員等の職務	0	0.0	給食調理員	0			
				学校給食調理員兼用務員	0			
				保育園給食調理員兼用務員	0			
				計	0			
合計		46	100.0	※1級には再任用短時間勤務職員1名を含む。 ※(%)は四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。				

特定任期付給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務	0	0.0	—	—
				計	0
2級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務	0	0.0	—	—
				計	0
3級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	0	0.0	—	—
				計	0
4級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	0	0.0	—	—
				計	0
5級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	1	100.0	推進監	1
				計	1
6級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	0	0.0	—	—
				計	0
7級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務	0	0.0	—	—
				計	0
合計		1	100.0		